

第一回國會 衆議院 農林委員會會議錄第四十一号

昭和二十二年十月二十五日(土曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

理事 大島 義晴君

佐竹 新市君

永井勝次郎君

野上 健次君

細野三千雄君

小林 運美君

志賀健次郎君

圖司 安正君

八木 一郎君

佐瀬 昌三君

田口助太郎君

松野 頼三君

山村新治郎君

出席國務大臣

農林大臣 平野 力三君

出席政府委員

戰災復興院總裁 阿部美樹志君

物價復興次長 大原總一郎君

總理廳事務官 長谷川 清君

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 山添 利作君

委員外の出席者

專門調査員 片山 徳次君

專門調査員 岩隈 博君

本日の會議に付した事件

未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣提出)(第五〇號)

農林災害補償法案(内閣提出)(第七五號)

○野澤委員長 會議を開きます。

付託された議題に入る前に昨日理事會において決定になりました政府に對する要請書を委員長において朗讀いたします。

要請書

米價決定の重要性に鑑み農林委員會は農に對し要請書の提示を以て安富價格決定の善處方を要望したが、今回決定せられたる價格は耕作農民の期待に添わることゝ於て遺憾である。依つて農林委員會は日本經濟再建の確立を期するため特に農民の供出意欲に及ぼす影響を考慮し、左記事項を決議し其の遂行を要請するものである。

一、パリティ計算の本旨に則し新物價體系に修正を加えらるるに際しては再度騰貴變動率に應じパリティ計算を行ひ農民の生活保障資金として改正價格を決定すること。

二、パリティ計算の基本項目となりたる農家經營用品並生活用品七十一品目については、公定價を以て所要量の完全配給を行うこと。尙實施報告を本委員會に行う事。

三、政府側當ての三千五十五萬石供出については農民の自主性を尊重し遺憾なきを期すること。

四、供出督勵並報奨物資の配給確保に要する所要經費については其の使途を明らかにし、苟しくも疑義を持たしめざるの措置を講ずること。

六、供出代金支拂いについては生産者に對し即時拂いとする。

七、供出に對しましては加工供出を認め尙米糠、フスマ、麥糠等を家畜飼料として還元すること。

八、供米に際して米價改訂による農家所得の増加に對しては増加所得税の軽減を行うこと。

九、農家保有量については再生産所要量を割らざる。

一〇、右各項の遂行を期し併せて割當て供出の達成を圖るため民主的組織による農村必需物資活用委員會(假稱)を設置し其の目的を果すこと。

尙該委員會の構成並運営については別にこれを定めること。

昭和二十二年十月二十三日

農林常任委員會

總理大臣殿

農林大臣殿

大藏大臣殿

安本長官殿

以上の理事會の決定に對しまして御承認願いますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野澤委員長 それではさよう決定いたします。

それでは議題に入りまして政府の説明を聴取することにいたします。

(本法の目的)

第一條 この法律は、未利用地を耕作の用に供し、食糧を増産してその自給を圖ることを目的とする。

(未利用地 罹災跡地及び疎開跡地の定義)

第二條 この法律で、未利用地とは罹災跡地又は疎開跡地で道路、廣場若しくは公園の用、權原により建物その他の工作物の敷地の用又は物資の集積その他命令で定めることとの用に供されてゐる土地以外の土地をいい、罹災跡地とは空襲その他今次の戦争に因る災害又は内閣總理大臣の指定する災害のため滅失した建物の敷地をいい、疎開跡地とは今次の戦争に際し防空上の必要により除却された建物の敷地をいう。

(耕作のための土地使用)

第三條 市町村長又は特別區長は、未利用地につき、その市町村又は特別區のために、耕作のため使用權を設定することができる。

(使用權設定の手續)

第四條 市町村長又は特別區長は、前條の規定に依り使用權を設定しようとするときは、命令の定めるところにより、その旨を公告し、且つ、その土地の所有者(以下土地所有者という。)及びその土地について所有權以外の權利を有する者(以下關係者という。)で知れた者にこれを通知しなければならぬ。但し、通知をなすことが著しく困難な者については、この限りでない。

土地所有者及び關係者は、前項の規定による公告があつた日から二週間以内に、市町村長又は特別區長に對し、意見を述べることが出来る。

市町村長又は特別區長は、前項の期間を経過した後でなければ、使用權を設定することができる。

市町村長又は特別區長は、使用權を設定する場合には、命令の定めるところにより公告し、且つ、土地所有者に使用令書を送達しなければならぬ。但し、土地所有者が知れないとき又は土地所有者に送達することが著しく困難なときはその土地の占有者に對してこれを送達することができる。

(令書の記載事項)

第五條 使用令書には、左の事項を記載しなければならない。

一 使用權を設定する市町村長名又は特別區長名

二 使用權の設定を受ける市町村名又は特別區名

三 土地所有者の氏名又は名稱

四 使用するべき土地の位置及び面積

五 使用開始の時期及び使用の期間

六 その他必要と認める事項

(使用權設定の効果)

第六條 市町村又は特別區は、使用

元又は適正價格に買い上ぐる。

未利用地耕作利用臨時措置法案

未利用地耕作利用臨時措置法案

未利用地耕作利用臨時措置法案

令書に記載された使用開始の時期において、その土地を使用する権利を取得し、その他の権利は、使用の期間その行使を停止される。但し、使用権の行使を妨げないものは、この限りでない。

前項の土地につき賃借権、地上権又は永小作権が存するときは、同項の期間中賃借、地代又は小作料は、これを支拂うことを要しない。

(土地の引渡)

第七條 土地所有者及びその土地所有者及びその占有者は、使用開始の時期において、その土地を市町村又は特別区に引き渡さなければならぬ。但し、土地所有者及び占有者が引き渡さないときは、市町村又は特別区が土地所有者及び占有者に代るものとする。

前項の規定は、その土地につき強制執行手続、国税徴収手続その他これらの手続に準ずべきものの進行中であつても、その適用を妨げない。

(使用の期間)

第八條 使用権は、この法律施行の日から一年を経過したときは、これを設定することができない。使用の期間は三年を超えることができない。

(損失の補償)

第九條 使用権の設定を受けた市町村又は特別区は、土地所有者及び関係者に對し、その受ける損失を補償しなければならない。前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。補償の金額は、市町村又は特別

別區長が、これを決定する。前項の補償金額は、分割して、支拂の期日を定め、これを決定することができる。

市町村又は特別區長は、補償金額の決定をなしたときは、命令の定めるところによりこれを公告し、且つ、使用権の設定を受けた者並びに土地所有者及び関係者で知れた者に、これを通知しなければならない。但し、通知をすることが著しく困難な者については、この限りでない。

(擔保權の行使)

第十條 先取特權、質權又は抵當權は、その目的物の使用によつて債務者の受けるべき補償金に對してもこれを行うことができる。但し、その支拂前に差押をしなければならぬ。

(補償金の供託)

第十一條 左に掲げる場合には、補償金を供託することができる。一 補償金を受けるべき者が補償金の受領を拒んだとき又はこれを受領することができないとき

二 市町村又は特別區が過失がなくして補償金を受けるべき者を確保することができないとき

(耕地と賃貸借)

第十二條 使用権の設定を受けた市町村又は特別區は、使用権の設定された未利用地を耕作の用に供し、又は他人に賃貸して耕作用に供させることができる。市町村又は特別區が、前項の規定

によつて他人に賃貸して耕作の用に供させる場合には、現に權限によりその土地を耕作の用に供している者、その土地の借地權者、その土地の使用賃借上の借主、土地所有者の順位により、これらの者に、他に優先して、これを賃貸するものとする。

第一項の規定による賃貸借は、民法第六百六條第一項、第六百九條及び第六百十條の規定は、これを適用しない。

第十三條 前條の規定による賃貸借の期間は、使用権の存続期間を超えることができない。

第十四條 市町村若しくは特別區又は第十二條の規定により賃貸した者(以下賃借權者という。)は、その土地を耕作以外の用に供してはならない。

賃借權者は、賃借權を譲渡し、又はその土地を轉貸してはならない。

第十五條 賃借權者は、耕作をなす場合には、市町村又は特別區長の指示する衛生その他に關する注意事項を守らなければならない。

(使用權の取消)

第十六條 左に掲げる場合には、市町村又は特別區長は、使用権を取り消さなければならない。一 土地所有者、借地權者その他權限により土地を使用することのできる者が、建築その他市町村又は特別區長が正當と認めることのために、その土地を使用することを申し出たとき

二 土地收用法その他の法令による土地の收用又は使用のとき

三 都市計畫事業、土地區畫整理その他公共事業の實施のため必要を生じたとき

前項各號に掲げる場合において、市町村又は特別區長が使用権を取り消さないときは、都道府縣知事は、これを取り消すことができる。

第十七條 都道府縣知事又は市町村長若しくは特別區長が使用権を取り消そうとするときは、その期日を定めて、その期日より少くとも一箇月前に使用権の設定を受けた者、土地所有者及び關係者並びに賃借權者に通知しなければならない。但し、知らない土地所有者及び關係者並びに通知をすることが著しく困難な土地所有者及び關係者については、この限りでない。

使用権は、前項の期日において消滅する。

(賃借權者の土地の引渡)

第十八條 賃借權者は、使用権の存続期間満了のときは満了の日までに、前條第一項の規定による通知を受けたときは同項の期日まで、耕作のためになした變更でその土地の本来の用途の妨げとなるものについて、これを回復して、その土地を市町村又は特別區に引き渡さなければならない。

第十九條 市町村又は特別區は、左に掲げる場合には、賃貸借を解除することができる。一 賃借權が、賃貸後一箇月を経ても、耕作の準備に着手しないとき

二 賃借權者が耕作を廢止したとき

三 賃借權者が第十四條又は第十五條の規定に違反したとき

四 その他特に必要と認めるとき

(賃借權の消滅)

第二十條 使用権の存続期間が満了し、又は使用権が取り消されたときは、賃借權は、消滅する。

(賃借權者の費用と損失)

第二十一條 賃借權者が賃借した土地について耕作の用に供するため要した費用及び第十八條の規定による回復に要した費用は、賃借權者の負擔とする。

前二條の規定により、賃貸借が解除せられ、又は賃借權が消滅した場合において、賃借權者の受ける損失は、これを補償しない。

(土地所有者への土地の引渡)

第二十二條 市町村又は特別區は、使用権の存続期間が満了し、又は使用権が取り消されたときは、その土地につき、耕作のためになした變更でその土地の本来の用途の妨げとなるものについて、これを回復して、これを土地所有者に引き渡さなければならない。

(立入、測量及び検査)

第二十三條 市町村又は特別區長は、土地の使用の準備のため必要があるときは、當該吏員をしてその土地について立入、測量又は検査をなさしめることができる。

前項の場合においては、市町村長又は特別區長は、豫め立ち入るべき土地及び立ち入るべき日時を指定し、土地所有者又はその土地の占有者に通知しなければならない。但し、土地所有者若しくは占

有者が知れないとき又は土地所有者若しくは占有者に通知することが著しく困難であるときは、この限りでない。

(訴訟及び訴訟)

第二十四條 この法律の規定による使用権の設定若しくは取消又は補償金額の決定について不服のある者は、都道府県知事に訴願することができる。

前項の規定による訴願は、土地の使用を妨げない。

第九條の規定による決定に係る補償金額に不服のある者は、訴を以つてその補償金額の増減を請求することができる。但し、同條第五項の規定による公告の後六箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の規定による訴において、市町村若しくは特別区又は土地所有者若しくは關係者を被告とする。

(承継人に對する效力)

第二十五條 この法律の規定によつてなした手續その他の行為は、土地所有者又は關係者の承継人に對しても、その效力を有する。

(他の法令との關係)

第二十六條 第十二條の規定により耕作の用に供している土地及び罹災跡地又は疎開跡地で臨時に耕作の用に供している土地につき生産された主要食糧に關しては、食糧管理法第三條又は第九條の規定による供出の割當は、これを行わない。

第十二條の規定により耕作の用に供している土地は、これを農地

調整法又は自作農創設特別措置法に規定する農地でないものとす。但し、第一條に規定する目的を以て臨時に耕作の用に供していると認められない土地については、農地調整法及び自作農創設特別措置法は、適用があるものとす。

(罰則)

第二十七條 第十四條第一項の規定に違反した者又はこの法律により使用権を設定された土地の引渡を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同項の罰金刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○阿部政府委員 ただいま上程されました未利用地耕作利用臨時措置法の提案理由を御説明申し上げます。

今次の戦災は、被害がほとんど全國にまたがり、都市、村落を通じてその損失面積は、防空上の必要により建物疎開をいたした面積をも含めて、ほぼ一億七千萬坪に達しております。このきわめて廣範圍にわたる罹災地域及び疎開跡地を急速に清掃、整地し、復興計畫に基いて、ここに文化國家にふさわしい近代都市の再建をはかりますことは、われわれの深く念願するところ

でありまして、この目標を達成するため鋭意努力をいたしております。しかしながら今回の復興事業は、對象とする面積がかくの如く廣く、これに要する資金、資材、勞力等は莫大の量に上り、しかも終戦以來のわが國力は、これらの要求に應ずるにははるかに低い状況でありますため、まことに容易ならぬ事業であります。一朝一夕にその完成をはかるうといはしますことは、とうてい不可能といわざるを得ないのであります。従いまして今後なお當分の間は、罹災跡地または疎開跡地等の中のかんりの面積が、道路、廣場、公園、建築敷地等、宅地本來の用に供せられることなく、不完全利用のまま放置せられるであらうことは、遺憾ながらこれを豫期せざるを得ないのであります。

他面わが國が現に當面いたしております食糧事情は、諸君のすでによく御承知の通り、逼迫の極に達しております。しかもこの状態は、ここ数年のうちに完全に解決することは期待いたしがたいのであります。ここに於いて食糧の需給をして可及的に均衡を得させるため、あらゆる方法が講ぜられねばならないのであります。なかんづくその供給を増大せしめるため、耕し得る土、寸土といえどもこれを耕作に利用することは、きわめて強く要請されねばなりません。罹災跡地または疎開跡地のうち早急には宅地として使用されない土地が、當分の間相當面積存するものと豫想される以上、これらの土地を本來の用途に使用されるに至るまでの間、耕作のために利用すること

であり、急速にこれが實施をはかるべきことであります。ここにおいてこれらの土地をして遺憾なく耕作に利用するため、これに關連する必要な法的措置を講ずる目的をもちまして本法案を提出したのであります。以下本法案の内容中おもなる諸點をあげて御説明申し上げます。

第一、本法は罹災跡地または疎開跡地でその本來の用途に従い使用されてない土地、すなわち本法にいわゆる未利用地を耕作の用に供し、食糧を増産してその自給をはかることを目的としております。しかして罹災跡地または疎開跡地は、主として都市中に廣く存しまするので、本法の施行により、都市における食糧事情の緩和が最も多く期待されるのであります。

第二、未利用地を耕作の用に供する方途として、本法は、特に市町村長または特別區長がこれらの土地について、その市町村または特別區のために耕作のため使用権を設定し得ることを規定しております。使用権の設定をなし得る者を都道府県知事とせず、市町村または特別區長といたしましたのは、本使用権はその性質上、迅速簡易に設定されることを必要とするところ、その内容が土地所有者または關係者の權利を拘束することがきわめて輕微であるためであり、使用権の設定を受け得る者を、特に市町村または特別區に限り個人に及ぼさなかつたのは、未利用地の所有者及び關係者に、不測の損害を與えないよう考慮したためであります。

第三、本使用権は本法の施行の日から一年を経過したときは、これを設定し得ないこととし、使用権の存続期間は最長三箇年といたしました。本法の使未利用地は、大部分は本來宅地として

用せらるべきもので、これを耕作のため利用するのは、食糧事情の逼迫に基く臨時措置でありましてゆえに、かくのごとく、本法施行後最も長い場合にも、四年をもつて使用権の存続を打ち切ることを適當と考えたからであります。

第四、使用権の設定を受けた市町村または特別區は、使用権の設定せられた未利用地をみずから耕作の用に供し、または希望する者に貸貸して耕作させることができるのであります。市町村または特別區と賃借人との間は、民法の賃貸借契約に關する規定によつて律せられるのであります。賃貸借の解除、賃借權者の要した費用の負擔及び損失の補償、賃借權の存続期間及び消滅原因については、この賃貸借の特殊な性質に基き、二、三例外的な規定を特に設けておきました。

第五、市町村長または特別區長は、これらの土地について、土地所有者または關係者が、建築のためその使用を申し出たとき、または公共上の必要が生じたときは、本使用権を取消さねばならない旨を規定いたしましたのであります。本法により使用権の設定せられた土地が、その土地本來の用途に使用されようとする場合に、暫定的な目的のための本使用権がただちに取消されねばならないことは、もとより當然のことだからであります。

第六、本法は最後に本法の規定に基いて耕作の用に供している土地、及び一般的に罹災跡地または疎開跡地で、臨時に耕作の用に供している土地につき生産された主要食糧に關しては、食糧管理法の規定による供出の割當はこれを行わず、また使用権を設定して

耕作の用に供する土地には、原則として自作農創設特別措置法、及び農地調整法等の適用を排除したのであります。す。けだし收穫物の販賣を目的とせず、もつばら自給をはかるため零細な土地を臨時に耕作する者に對し、これらの法律の規定を適用することは、妥當を缺くためであります。

第八、以上のほか本法中には使用權設定の手續、土地の引渡、土地所有者及び關係者に對する損失の補償、訴願及び訴訟等必要な事項について規定を設けてゐるのであります。

以上きわめて簡単に本法案の骨子について説明申し上げたのであります。が、これを要するに本法案においては、未利用地を極力食糧増産のため役立たしめることをはかるとともに、これがためいやくもこれらの土地についての本来の用途に使用される際支障を生じ、ひいては復興の進捗を阻害する結果に至らないよう、十分なる考慮をいたしたのであります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを希望いたします。

○野澤委員長 次は農業災害補償法案について、政府の説明を求めます。

農業災害補償法案

第一章 總則

第一條 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補償して農業經營の安定を圖り、農業生産力の發展に資することを目的とする。

第二條 農業災害補償は、農業共済組合の行ふ共済事業、農業共済保險組合の行ふ保險事業及び政府の

行ふ再保險事業とする。

第三條 農業共済組合及び農業共済保險組合（以下農業共済團體といふ。）は、法人とする。

第四條 農業共済組合又は農業共済保險組合の名稱中には、農業共済組合又は農業共済保險組合なる文字を用いなければならない。

第五條 農業共済組合の區域は、市町村（地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、區。以下本條において同じ。）又は特別區の區域による。但し、特別の事由があるときは、市町村又は特別區の區域によらないことができる。

第六條 農業共済組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

第八條 農業共済團體の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第九條 農業共済團體には、所得税及び法人税を課さない。

第十條 農業共済團體は、農業共済團體に對して營業税を課することができない。

第十一條 農業災害補償に關する書類には、印紙税を課さない。

第十二條 食糧管理特別會計は、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき農作物共済に係る共済掛金の一部を負擔する。

前項の負擔金は、農業共済再保險特別會計の歳入にこれを繰り入れる。

政府は、第一項の規定による負擔金を食糧を消費する者が負擔するように、食糧の賣渡價格を定めなければならない。

第十三條 前條第一項の規定による負擔金は、農業共済組合の組合員が當該組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てられるため、當該組合にこれを交付する。

前項の規定により農業共済組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、當該組合がその屬する農業共済保險組合に支拂うべき保險料の一部に充てられるため、當該農業共済保險組合にこれを交付し、又は當該農業共済保險組合が支拂うべき再保險料の一部に充てて、農業共済保險特別會計の再保險料收入にこれを計上することができ。

第十四條 國庫は、政令の定めるところにより、毎會計年度豫算の範圍内において、農業共済團體の事務費を負擔する。

第十五條 農業共済組合の組合員たる資格を有する者は、左の各號の一に該當する者とする。但し、命

令の定めるところにより、定款で特別の定をしたときは、その定による。

一 當該農業共済組合の區域内に住所を有し、水稻、麥その他第八十四條第一項第一號に規定する食糧農作物の耕作又は養蠶の業務を営む者

二 當該農業共済組合の區域内に住所を有し、牛、馬、山羊、めん羊又は種豚を所有し、又は管理する者

農業共済保險組合の組合員たる資格を有する者は、當該農業共済保險組合の區域内に住所を有する農業共済組合とする。

第十六條 農業共済組合が成立したときは、前條第一項第一號に該當する者は、すべてその農業共済組合の組合員とする。農業共済組合が成立した後において同號に該當するに至つた者についても、また同様とする。

農業共済保險組合が成立したときは、當該農業共済保險組合の區域の一部を區域とする農業共済組合は、當該農業共済保險組合の組合員とする。農業共済保險組合が成立した後において當該農業共済保險組合の區域の一部を區域とする農業共済組合が成立したとき、また同様とする。

農業共済組合は、前條第一項第二號のみに該當する者から加入の申込を受けたときは、正當な理由がなければ、その加入を拒んではならない。

第十七條 農業共済團體の組合員は、各一箇の議決權及び役員の選舉權を有する。

第十八條 農業共済團體の組合員は、定款の定めるところにより、第三十八條第三項の規定により豫め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て議決權を行うことができる。

前項の規定により議決權を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理權を證する書面を農業共済團體に提出しなければならない。

第十九條 農業共済團體の組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

第二節 設立

第二十條 農業共済組合を設立するには、十五人以上の第十五條第一項第一號又は第二項に掲げる者が、農業共済保險組合を設立するには、二以上の農業共済組合が發起人とならなければならない。

第二十一條 發起人は、豫め組合の區域及び組合員たる資格に關する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備會の日時及び場所とともに公告して、設立準備會を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を

下つてはならない。

第二十二條 設立準備會において、出席した組合員たる資格を有する者（その者が農業共済組合であるときは、その組合員）の中から定款の作成に當るべき者（以下定款作成委員という。）を選任し、且つ、區域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

前項の定款作成委員は、十五人を下つてはならない。

設立準備會の議事は、出席した前條第一項の目録見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数の同意を以てこれを決する。

第二十三條 定款作成委員が定款を作成したときは、發起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。但し、農業共済組合を設立する場合にあつては、組合の設立につき第十五條第一項第一號の規定による組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意がなければ、創立總會を開くことができない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計畫の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、區域及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその會日までに發起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の者は、書面又は代理人を以て議決権を行うことができる。

創立總會については、第十七條、第十八條第二項乃至第四項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第二十四條 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計畫書を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。發起人は、行政廳の要求があるときは、農業共済團體の設立に關する報告書を提出しなければならない。

第二十五條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計畫の内容が法令又は法令に基いて行政廳の處分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第二十六條 第二十四條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から一箇月以内に、發起人に對し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、發起人は、行政廳に對し、認可に關する證明をすべき

ことを請求することができる。行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。發起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第二十七條 第二十四條第一項の設立の認可があつたときは、發起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

第二十八條 農業共済團體は、主たる事務所所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

第二十九條 都道府縣知事は、都道府縣農業共済保險審査會の申出があつた場合において、必要があるとき認めるときは、命令の定めるところにより、區域及び組合員たる資格を定め、組合員たる資格を有する者に對し、農業共済組合を設立すべきことを命ずることができる。

前項の規定により設立を命ぜられた者は、命令の定めるところにより、創立總會を開き、定款その他設立に必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

第三十條 農業共済團體の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名稱

三 區域
四 事務所の所在地
五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に關する規定

六 共済掛金又は保險料及び事務費に關する規定
七 共済責任又は保險責任に關する規定

八 役員の数及び選舉に關する規定
九 準備金の額及びその積立の方法

十 剩餘金の處分及び不足金の處理に關する規定
十一 公告の方法

行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第三節 管理
第三十一條 農業共済團體に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。役員は、定款の定めるところにより、總會においてこれを選舉する。但し、設立當時の役員は、創立總會においてこれを選舉する。

役員の選舉は、無記名投票によつてこれを行う。投票は、一人につき一票とする。

農業共済團體の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（組合員が農業共済組合であるときは、その組合員）でなければならない。但し、設立當時の理事は、設立の同意者（同意者が農業共済組合であるときは、その組合員）でなければならない。

第三十二條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

設立當時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十三條 理事は、監事又は農業共済團體の使用人と、監事は、理事又は農業共済團體の使用人と兼ねてはならない。

第三十四條 農業共済團體が理事と契約をするときは、監事が、農業共済團體を代表する。農業共済團體と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十五條 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第三十六條 組合員が總組合員の五分の一以上の同意を以て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に總會を招集しなければならない。

第三十七條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正當な理由がないのに總會招集の手續をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

第三十八條 農業共済團體の組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に催告を受ける場所を農業共済團體に通知したとき

は、その場所に宛ててこれを以て足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

總會招集の通知は、その會日から十日前までに、その會議の目的たる事項を示してこれをしなければならぬ。

第三十九條 理事は、定款及び總會の議事録を各事務所に備え置き、且つ、命令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

農林共済團體の組合員及び債權者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第四十條 理事は、通常總會の會日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算書及び剩餘金處分案又は不足金處理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

農林共済團體の組合員及び債權者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第四十一條 役員は、總組合員の五分の一以上の請求に因り、任期中でも總會においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならぬ。但し、法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款の違反を

理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を農林共済團體に提出してこれをしなければならぬ。

前項の規定による書面の提出があつたときは、農林共済團體は、總會の會日から七日前までに、役員に對し、その書面を送付し、且つ、總會において辯明する機會を與えなければならぬ。

第四十二條 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十六條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。この場合において、民法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「行政廳」と讀み替へるものとする。

第四十三條 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 事務費を徴収する場合に、その額及び徴収方法
三 事業報告書、財産目録、貸借對照表、損益計算書及び剩餘金處分案又は不足金處理案

定款の変更に係る議決は、總組合員の半數以上が出席し、その議決權の三分の二以上の多數によらなければならない。

定款の変更は、行政廳の認可を受けなければならない。その效力を生じない。

前項の認可については、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十四條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いては、出席者の議決權の過半數でこれを決し、可否同數のときは、議長の決するところによる。

議長は、總會においてこれを選任する。

議長は、組合員として總會の議決に加わる權利を有しない。

第四十五條 總會には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農林災害補償法第三十八條第三項」と讀み替へるものとする。

第四節 解散及び清算
第四十六條 農林共済團體は、左の事由に因つて解散する。

一 總會の議決
二 農林共済組合の合併
三 破産
四 第八十條第二項の規定による解散の命令

解散の議決は、第四十三條第二項の規定を準用する。

解散の議決は、行政廳の認可を受けなければならない。その效力を生じない。

前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十七條 農林共済團體が解散したときは、農林共済組合の合併の場合を除いては、共済關係又は保險關係は、終了する。

前項の場合には、農林共済團體は、まだ経過しない期間に對する共済掛金又は保險料を拂ひ戻さなければならない。

第四十八條 農林共済組合が合併し

ようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

前項の場合には、第四十三條第二項の規定を準用する。

合併は、行政廳の認可を受けなければならない。その效力を生じない。

前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十九條 農林共済組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借對照表を作らなければならない。

農林共済組合は、前項の期間内に、債權者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債權者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十條 債權者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債權者が異議を述べたときは、農林共済組合は、辨濟し、若しくは相當の擔保を供し、又は債權者に辨濟を受けさせることを目的として信託會社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十一條 合併に因つて農林共済組合を設立するには、各組合の總會において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。

前項の規定による役員を選任は、合併しようとする組合の組合員の中から、これをしなければならない。

第一項の規定による設立委員の選任には、第四十三條第二項の規定を準用する。

第五十二條 農林共済組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十四條に規定する登記をすることによつてその效力を生ずる。

第五十三條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の權利義務（當該組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の處分に基いて有する權利義務を含む。）を承継する。

第五十四條 農林共済團體が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。且し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第五十五條 清算人は、就職の後遅滞なく、農林共済團體の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借對照表を作り、財産處分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十六條 清算人は、農林共済團體の債務を辨濟した後でなければ、農林共済團體の財産を分配することができる。

第五十七條 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出して

その承認を求めなければならぬ。

第五十八條 農業共済團體の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第五項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「農業災害補償法第五十四條」と読み替へるものとする。

第五節 登記

第五十九條 設立の登記は、設立の認可があつた日（第二十六條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に關する證明のあつた日）から二週間以内、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 第三十條第一項第一號乃至第三號及び第十一號に掲げる事項
- 二 事務所
- 三 役員の名及び住所

農業共済團體は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所のある所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第六十條 農業共済團體の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條

第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄區域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足る。

第六十一條 農業共済團體が主たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第五十九條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄區域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第六十二條 第五十九條第二項の事項中に變更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

第六十三條 農業共済團體が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第六十四條 農業共済組合が合併を

したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については變更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つた設立した組合については第五十九條第二項に規定する登記をしなければならない。

第六十五條 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第六十二條の規定を準用する。

第六十六條 農業共済團體の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第六十七條 農業共済團體の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済保險組合登記簿を備える。

第六十八條 農業共済團體の設立の登記は、役員全員申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを證する書面を添附しなければならない。

合併に因る農業共済組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げ

る書面の外、第四十九條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債權者があるときは、これに對し、辨濟し、若しくは擔保を供し、又は信託をしたことを證する書面を添附しなければならない。

第六十九條 第五十九條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第七十條 農業共済團體の事務所の新設又は事務所の移轉その他第五十九條第二項の事項の變更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を添附しなければならない。

農業共済組合の合併に因る變更の登記の申請書には、第六十八條第三項の規定を準用する。

第七十一條 第六十三條の規定による農業共済團體の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いては、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散の事由を證する書面を添附しなければならない。

行政廳が農業共済團體の解散を命じた場合における解散の登記は、當該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第七十二條 第六十四條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した農業共済組合の理事の申請に因つてこれをする。

三項及び前條第二項の規定を準用する。

第七十三條 第六十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を證する書面を添附しなければならない。

第六十五條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の變更を證する書面を添附しなければならない。

第七十四條 農業共済團體の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、清算人が第五十七條の規定により決算報告書の承認を得たことを證する書面を添附しなければならない。

第七十五條 登記すべき事項で行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第二十六條第二項及び第四項の場合には、認可に關する證明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第七十六條 登記した事項は、司法事務局において遲滞なくこれを公告しなければならない。

第七十七條 農業共済團體の登記には、非訟事件手続法第四百十一條乃至第四百五十一條ノ六及び第四百五十四條乃至第四百五十七條の規定を準用する。

第六節 監督

第七十八條 行政廳は、農業共済團體に法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、農業共済團體からその業務又は財

産の状況に關し報告を徴すること
ができる。

第七十九條 組合員が總組合員の十
分の一以上の同意を得て、農業共
濟團體の業務又は會計が法令、法
令に基いて行政廳の處分又は
定款に違反する疑があることを理
由として検査を請求したときは、
行政廳は、當該團體の業務又は會
計の状況を検査しなければならない
い。

行政廳は、農業共濟團體の業務
又は會計が法令、法令に基いてす
る行政廳の處分又は定款に違反す
る疑があると認めるときは、何時
でも、當該團體の業務又は會計の
状況を検査することができる。

第八十條 行政廳は、前條の規定に
よる検査を行つた場合において、
當該團體の業務又は會計が法令、
法令に基いて行政廳の處分又は
定款に違反すると認めるときは、
當該團體に對し、必要な措置
を採るべき旨を命ずることができ
る。

農業共濟團體が前項の規定によ
る命令に違反したときは、行政廳
は、當該團體の解散を命ずること
ができる。

第八十一條 組合員が總組合員の十
分の一以上の同意を得て、總會の
招集手續、議決の方法又は選舉が
法令、法令に基いて行政廳の
處分又は定款に違反することを理
由として、その議決又は選舉若し
くは當選決定の日から一箇月以内
に、その議決又は選舉若しくは當
選の取消を請求した場合において、
行政廳は、その違反の事實が

あると認めるときは、當該決議又
は選舉若しくは當選を取り消す
ことができる。

第八十二條 この章中行政廳とある
のは、第五十三條の場合を除い
て、農業共濟組合については都道
府縣知事、農業共濟保險組合につ
いては主務大臣とする。

前項の規定による主務大臣の權
限の一部は、これを都道府縣知事
に委任することができる。

第三章 農業共濟組合の共濟 事業

第一節 通則

第八十三條 農業共濟組合の行ふ共
濟事業は、左の通りとする。

一 農作物共濟

二 蠶繭共濟

三 家畜共濟

家畜共濟は、死亡廢用共濟、疾
病傷害共濟及び生産共濟とする。

第八十四條 農業共濟組合は、農作
物共濟にあつては第一號、蠶繭共
濟にあつては第二號、死亡廢用共
濟にあつては第三號、疾病傷害共
濟にあつては第四號、生産共濟に
あつては第五號に掲げる共濟目的
につき、當該各號に掲げる共濟事
故に因つて生じた損害について、
組合員に對し共濟金を交付するも
のとする。

一 共濟目的 水稻、麥その他政
令で指定する食糧農作物
共濟事故 風水害、干害、冷
害その他氣象上の原因（地
震及び噴火を含む。）に因
る災害及び病害
二 共濟目的 蠶繭
共濟事故 蠶兒の病害及び風

水害、干害、凍害又はひよ
う害に因る養蠶の減收
三 共濟目的 出生後第五月の月
の末日を経過した牛、山
羊、めん羊及び種豚並びに
明け二歳以上の馬
共濟事故 死亡（屠殺に因る
死亡を除く。）及び廢用
四 共濟目的 出生後第五月の月
の末日を経過した牛、山
羊、めん羊及び種豚並びに
明け二歳以上の馬
共濟事故 疾病及び傷害
五 共濟目的 妊娠第六月の月の
初日から出生に至るまでの
牛の胎兒及び出生後第五
月の月の末日に至るまでの牛
（命令で定める場合を除い
て、乳用種の雄牛を除く。）
並びに妊娠第七月の月の初
日から出生に至るまでの馬
の胎兒及び出生後その年の
末日に至るまでの馬
共濟事故 死亡（屠殺に因る
死亡を除く。流産を含む。）
及び廢用
前項第三號及び第五號の廢用の
範圍は、命令でこれを定める。
第八十五條 農業共濟組合は、命令
で定める場合を除いては、第八十
三條に掲げる共濟事業のすべてを
行わなければならない。

第八十六條 農業共濟組合の組合員
は、定款の定めるところにより、
定額の共濟掛金を組合に支拂わな
ければならない。
第八十七條 農業共濟組合は、定款
の定めるところにより、第十四條
の規定により國庫が負擔する事務

員以外の事務費を組合員に賦課す
ることができる。

第三百三十二條において準用する
前項の規定により賦課される賦課
金の支拂に充てる費用について
も、また同項と同様とする。

第八十八條 共濟掛金及び前條の規
定による賦課金を徴收し、又は共
濟掛金の返還若しくは拂戻を受け
る權利及び共濟金の支拂を受け、
又はその返還を受ける權利は、一
年間これを行わないときは、時効
に因つて消滅する。

農業共濟組合が定款の定めると
ころによりする前項の共濟掛金及
び賦課金の徴收の告知は、民法第
百五十三條の規定にかかわらず、
時効中斷の效力を有する。

第八十九條 共濟金の支拂を受ける
權利は、これを譲り渡し、又は差
し押えることができる。

第九十條 農業共濟組合の組合員
は、組合に支拂うべき共濟掛金及
び第八十七條の規定による賦課金
について相殺を以て農業共濟組合
に對抗することができない。

第九十一條 農業共濟組合が組合員
に對して支拂う共濟金の額は、そ
の組合が農業共濟保險組合から支
拂を受けた保險金の額を下つては
ならない。

第九十二條 共濟金の支拂に不足を
生ずるときは、農業共濟組合は、
命令の定めるところにより、共濟
金額を削減することができる。

第九十三條 農作物共濟又は蠶繭共
濟の共濟目的の譲受人は、共濟關
係に關し譲渡人の有する權利義務
を承継する。但し、當該共濟目的

の譲受人が譲渡人の所屬する農業
共濟組合の組合員でないときは、
この限りでない。

家畜共濟の共濟目的の譲受人
は、農業共濟組合の承諾を受け
て、共濟關係に關し譲渡人の有す
る權利義務を承継することができる。

農業共濟組合は、正當な理由が
なければ、前項の承諾を拒むこと
ができない。

農作物共濟又は蠶繭共濟の共濟
目的の譲受人で譲渡人の所屬する
農業共濟組合の組合員でないもの
については、前二項の規定を準用
する。

共濟目的について相續その他の
包括承継があつた場合には、前四
項の規定を準用する。

第九十四條 農業共濟組合の組合員
は、共濟目的について通常すべき
管理その他損害防止を怠つてはな
らない。

農業共濟組合は、前項の管理そ
の他損害防止について組合員を指
導することができる。

第九十五條 農業共濟組合は、組合
員に、損害防止のため時に必要な
處置をすべきことを指示すること
ができる。この場合には、組合員
の負擔した費用は、組合の負擔と
する。

第九十六條 農業共濟組合は、定款
の定めるところにより、損害防止
のため必要な施設をすることがで
きる。
第九十七條 農業共濟組合は、損害
の防止又は認定のため必要がある
ときは、何時でも、共濟目的のあ

る土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することが出来る。

第九十八條 農業共済組合の組合員は、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならぬ。

農業共済組合の組合員は、共済金の支拂を受けるべき損害があるとき、定款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならぬ。

第九十九條 左の場合には、農業共済組合は、共済金の全部又は一部につき、支拂の責を免れることができる。

一 組合員が第九十四條第一項の規定による義務を怠つたとき。

二 組合員が第九十五條の規定による指示に従わなかつたとき。

三 組合員が前條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不實の通知をしたとき。

四 組合員が第九十五條第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて共済細目書に不實の記載をしたとき。

五 組合員が正當な理由がないのに第九十五條第一項の規定による拂込を遅滞したとき。

六 組合員が第九十五條第三項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不實の通知をしたとき。

第一百條 農業共済組合は、毎事業年度の終において存する共済責任につき、命令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に變更を生じたときは、組合員は定款の定めるところにより遅滞なくその旨を組合に通知しなければならぬ。

第一百一條 農業共済組合は、不足金の填補に備へるため、命令の定めるところにより、毎事業年度の剰餘金の中から準備金を積み立てなければならぬ。

第一百二條 農業共済組合の組合員が、自己の責に歸すべき事由がなく、命令の定めるところにより、一定年間組合から共済金の支拂を受けなかつたとき、又は支拂を受けた共済金が一定の額に満たないときは、組合は、組合員に對して共済掛金の一部に相當する金額を拂戻すことができる。

第一百三條 農業共済組合の共済事業には、商法第六百四十二條、第六百四十三條及び第六百四十六條の規定を準用する。

第二節 農作物共済及び畜産共済

第一百四條 第十五條第一項第一號に掲げる者が第十六條第一項の規定により農業共済組合の組合員となつたときは、命令で定める場合を除いて、その者と農業共済組合との間に農作物共済及び畜産共済の共済關係が成立するものとする。

第一百五條 農業共済組合の組合員は、定款に特別の定めのある場合を除いては、毎年農作物共済又は畜産共済に係る共済責任期間の開始する時までに、當該組合に、共済目的の明かにすべき事項を記載した共済細目書を提出し、且つ、共済掛金を拂ひ込まなければならぬ。

前項の共済細目書に記載すべき事項は、定款でこれを定める。

第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に變更を生じたときは、組合員は定款の定めるところにより遅滞なくその旨を組合に通知しなければならぬ。

第一百六條 農作物共済及び畜産共済の共済金額は、主務大臣が共済目的の種類のごとに單位當り收穫並別にその收穫物の價格の二分の一を標準として定める最高額と最低額の範囲内において共済目的の種類ごとに一律に定款でこれを定める。

第一百七條 農作物共済及び畜産共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、當該市町村地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、區、以下本條において同じ。）又は特別區の屬する危険階級の基準共済掛金率を下らない範囲内において定款でこれを定める。

基準共済掛金率は、都道府縣の區域内における危険階級別の共済金額の合計額を重みとするその算術平均が當該都道府縣の共済掛金標準率に一致し、且つ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指數の比に一致するように主務大臣が、共済目的の種類ごとに危険階級別にこれを定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に屬する市町村及び特別區並びに各危険階級の危険程度を表示する指數は、都道府縣知事が、共済目的の種類ごとにこれを定める。

共済掛金標準率は、左の率を共済目的の種類ごとに都道府縣別に合計したものとする。

一 命令で定める一定年間における當該都道府縣の各年の被害率（以下本條において單に被害率という。）のうち、主務大臣が共済目的の種類ごとに定める標準被害率（以下單に標準被害率という。）を超えないものにあつては、その被害率を、標準被害率を超えるものにあつては標準被害率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下通常共済掛金標準率という。）

二 被害率のうち、標準被害率を超え主務大臣が共済目的の種類ごとに定める一定の率を超えないものにあつては標準被害率を超えその一定の率を超えない部分の率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下異常共済掛金標準率という。）

三 被害率のうち、前號の一定の率を超えるもののその超える部分の率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下超異常共済掛金標準率という。）

前項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、五年ごとに一般にこれを改訂する。

第一百八條 農作物共済及び畜産共済に係る共済掛金を滞納する者がある場合においては、農業共済組合の請求があるときは、市町村又は特別區は、市町村税の例によつてこれを處分する。この場合には、農業共済組合は、徵收金の百分の四を市町村又は特別區に交付しなければならぬ。

市町村又は特別區が前項の請求を受けた日から三十日以内にその處分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府縣知事の認可を受けて、これを處分することが出来る。この場合には、地方自治法第二百二十五條第一項及び第四項の規定を準用する。

前二項の規定による徵收金の先取特權の順位は、市町村その他これに準ずるものの徵收金に次ぎ、その時效については、市町村税の例による。

第一百九條 農業共済組合は、左の場合において、被害の程度に應じて、共済金額に命令で定める率を乗じて得た金額に相當する共済金を組合員に支拂ふものとする。

一 農作物共済にあつては、共済事故に因る減收が平年における當該耕地の收穫量の百分の三十を超えた場合

二 畜産共済にあつては、共済事故に因る減收が平年における當該組合員の單位當り收穫量の百分の四十を超えた場合

第一百十條 農作物共済及び畜産共済の共済責任期間は、左の各號に掲げる期間とする。

一 水稻については本田移植期（直播をする場合にあつては、發芽期）から、麥については發芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から夫々收穫をするに至るまでの期間及びその他の農

業共済組合は、徵收金の百分の四を市町村又は特別區に交付しなければならぬ。

市町村又は特別區が前項の請求を受けた日から三十日以内にその處分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府縣知事の認可を受けて、これを處分することが出来る。この場合には、地方自治法第二百二十五條第一項及び第四項の規定を準用する。

作物については、これに準ずる期間

二 蠶繭については、桑の發芽期から最終蠶期の收繭をするに至るまでの期間

第三節 家畜共済

第百十一條 農業共済組合は、組合員から家畜共済の申込を受けたときは、左の各號の一に該當する場合その他正當な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

一 死亡廢用共済に付していない家畜について疾病傷害共済の申込があつた場合において、同時に當該家畜の死亡廢用共済の申込がないとき。

二 死亡廢用共済に付していない母畜の胎兒について生産共済の申込があつた場合において、同時に當該母畜の死亡廢用共済の申込がないとき。

第百十二條 農業共済組合の家畜共済に係る共済責任は、定款に特別の定めがある場合を除いては、組合が組合員から共済掛金の支拂を受けた日の翌日から始まる。

死亡廢用共済及び疾病傷害共済の共済掛金期間は、一年とする。但し、特別の事由があるときは、定款で別段の定をすることができ

第百十三條 左の各號の一に該當する家畜は、あらたに死亡廢用共済にこれを付することができない。

一 十二歳を超える牛及び明け十七歳以上の馬

家畜が前項各號に該當するに至る前二年以内にあらたに開始した死亡廢用共済關係は、その該當するに至つた時の屬する共済掛金期間満了の時に消滅する。

第百十四條 家畜共済の共済金額は、左の金額とする。

一 死亡廢用共済にあつては家畜の價額の百分の八十に相當する金額を、疾病傷害共済にあつては主務大臣の定める額を夫々超えない範圍内において定款で定める額

二 生産共済にあつては、胎兒については母畜の死亡廢用共済の共済金額の百分の二十に相當する金額、出生した牛及び馬については生後滿一箇月までは胎兒の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えることにその額にその百分の十五を加えた額

第百十五條 家畜共済の共済掛金率は共済目的の種類ごとに定款でこれを定める。

前項の共済掛金率は、命令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める當該地域別の共済掛金標準率を下つてはならない。

前項の共済掛金標準率は、四年ごとに一般にこれを改訂する。

第百十六條 家畜共済に係る共済金は、左の金額とする。

一 死亡廢用共済にあつては、共済事故の原因が發生した直前の家畜の價格により、命令の定めるところにより、定款で定める方法によつて算定された損害の

額、共済金額の共済價額に對する割合を乘じて得た額。

二 疾病傷害共済にあつては、共済事故に因つて組合員が被る損害の額に農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支拂割合を乘じて得た額

三 生産共済にあつては、胎兒については共済金額の全額、出生した牛及び馬については第一號の場合に準じて算定した額

前項第二號の損害の額は、命令の定めるところにより、定款で定める方法によつてこれを算定する。

第百十七條 疾病傷害共済に係る共済事故が發生した場合において、農業共済組合が診療その他の行爲をし、又はその費用を負担したときは、組合は、當該診療その他の行爲に要した費用の額の限度において共済金を支拂つたものとみなす。

第百十八條 家畜共済に係る共済責任の始まつた日から二週間以内に共済事故が發生したときは、農業共済組合の組合員は、共済金の支拂を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じたときは、この限りでない。

第百十九條 農業共済組合の組合員は、廢用に係る家畜を屠殺したときは、豫め組合の承諾を得た場合を除いては、廢用に係る共済金の支拂を請求することができない。但し、やむを得ない事由のある場合において屠殺したときは、この限りでない。

第百二十條 家畜共済には、商法第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第四章 農業共済保險組合の保險事業

第百二十一條 農業共済保險組合は、組合員たる農業共済組合が共済事業に因つてその組合員に對して負う共済責任を相互に保險することを目的とする。

第百二十二條 農業共済保險組合の組合員たる農業共済組合とその組合員との組合員との間に共済關係が成立したときは、これに因つて當該農業共済保險組合と當該農業共済組合との間に保險關係が成立するものとする。

第百二十三條 農業共済保險組合の保險金額は、左の金額とする。

一 農作物共済及び蠶繭共済にあつては、その共済金額の百分の九十に相當する金額

二 家畜共済にあつては、その共済金額に相當する金額

特別の事由があるときは、農業共済保險組合は、命令の定める所により、定款で前項第二號の金額に代るべき金額を定めることができる。

第百二十四條 農業共済保險組合の保險料率は、共済掛金率と同率とする。

第百二十五條 農業共済保險組合の支拂うべき保險金は、左の金額とする。

一 農作物共済及び蠶繭共済にあ

つては、組合員が支拂うべき共済金の百分の九十に相當する金額

二 家畜共済にあつては、組合員が支拂うべき共済金に相當する金額

前項第二號の場合には、第百二十三條第二項の規定を準用する。

第百二十六條 疾病傷害共済に係る共済事故が發生した場合において、農業共済保險組合が診療その他の行爲をし、又はその費用を負担したときは、當該共済責任を負担する農業共済組合は、當該診療その他の行爲に要した費用の額の限度において共済金を支拂つたものとみなす。

前項の場合には、農業共済保險組合は、同項の額の限度において保險金を當該農業共済組合に支拂つたものとみなす。

第百二十七條 農業共済保險組合の組合員は、共済關係が成立したときは、定款の定めるところにより、組合に當該共済關係に關する事項を通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に變更を生じたときは、農業共済保險組合の組合員は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合に通知しなければならない。

第百二十八條 農業共済保險組合の組合員は、第九十四條第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

第百二十九條 左の場合には、農業共済保險組合は、保險金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

第百二十九條 左の場合には、農業共済保險組合は、保險金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

第百二十九條 左の場合には、農業共済保險組合は、保險金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

一 組合員が法令又は定款に違反して共済金を支拂つたとき。
二 組合員が損害額を不當に認定して共済金を支拂つたとき。
三 組合員が第二百二十七條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不實の通知をしたとき。
四 組合員が正當な理由がないのに保険料の拂込を遅滞したとき。
五 組合員が前條の規定による指導を怠つたとき。
六 組合員が第二百三十二條において適用する第九十五條の規定による指示に従わなかつたとき。
七 組合員が第二百三十二條において適用する第九十八條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不實の通知をしたとき。
第二百三十條 農業共済保險組合は、命令の定めるところにより、共済事業の種類ごとに會計を區分して經理しなければならぬ。
第二百三十一條 農業共済保險組合の組合員が保險に關する事項については、都道府縣農業共済保險審査會の審査を経なければならぬ。
前項の審査の請求は、時效の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。
第二百三十二條 農業共済保險組合の保險事業には、第八十七條第一項、第八十八條乃至第九十一條、第九十五條乃至第九十八條及び第九百條乃至第九百二條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第六百六十二條の規定を準用する。
第五章 政府の再保險事業
第二百三十三條 政府は、農業共済保險組合が保險事業に因つてその組合員に對して負う保險責任を再保險するものとする。
第二百三十四條 農業共済保險組合とその組合員との間に保險關係が成立したときは、これに因つて政府と當該組合との間に再保險關係が成立するものとする。
第二百三十五條 政府の再保險金額は、左の金額とする。
一 農作物共済及び蠶繭共済にあつては、共済目的の種類ごとに當該共済目的に係る總保險金額のうち、その總保險金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額。
二 家畜共済にあつては、その保險金額に百分の九十の範圍内において主務大臣の定める率を乗じて得た金額。
第二百三十六條 政府の再保險率は左の率とする。
一 農作物共済及び蠶繭共済にあつては、異常共済掛金標準率と超異常共済掛金標準率とを合計した率。
二 家畜共済にあつては、保險率率と同率。
第二百三十七條 政府の支拂うべき再保險金は、左の金額とする。
一 農作物共済及び蠶繭共済にあつては、共済目的の種類ごとに、當該共済目的に係る總支拂保險金のうち、當該共済目的に係る總保險金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額

二 家畜共済にあつては、支拂保險金に再保險金額の保險金額に對する割合を乗じて得た金額。
第二百三十八條 農業共済保險組合は、再保險關係が成立したときは、命令の定めるところにより、再保險關係に關する事項を主務大臣に通知しなければならぬ。
前項の規定により通知した事項に變更を生じたときは、農業共済保險組合は、命令の定めるところにより、これを主務大臣に通知しなければならぬ。
第二百三十九條 農業共済保險組合は、保險金の支拂をなすべき原因が発生したと認めるときは、命令の定めるところにより、遅滞なくその旨を主務大臣に通知しなければならぬ。
第二百四十條 左の場合には、政府は、命令の定めるところにより、再保險金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。
一 農業共済保險組合が法令又は定款に違反して保險金を支拂つたとき。
二 農業共済保險組合が損害額を不當に認定して保險金を支拂つたとき。
三 農業共済保險組合が第二百三十八條又は前條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不實の通知をしたとき。
第二百四十一條 農業共済保險組合が再保險に關する事項について政府に對して訴を提起するには、農林保險審査會を経なければならぬ。
前項の場合には、第二百三十一條

第二項の規定を準用する。
第二百四十二條 政府の再保險事業には、第八十八條乃至第九十條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十二條の規定を準用する。
第六章 審査會
第二百四十三條 都道府縣に都道府縣農業共済保險審査會を置く。
都道府縣農業共済保險審査會は、第二十九條第一項及び第二百三十一條の規定によりその權限に屬させた事項を處理する外、都道府縣知事の諮問に應じて左の事項を調査審議する。
一 農業災害の發生、豫防及び防止に關する事項。
二 共済掛金、共済金額、保險料及び保險金額の適正化に關する事項。
三 その他この法律の運用に關する重要事項。
第二百四十四條 農林保險審査會は、第二百四十一條の規定によりその權限に屬させた事項を處理する外、主務大臣の諮問に應じて前條各號に掲げる事項を調査審議する。
第二百四十五條 前二條に規定するものの外、都道府縣農業共済保險審査會及び農林保險審査會に關して必要な事項は、政令でこれを定める。
第七章 罰則
第二百四十六條 第七十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十九條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千圓以下の罰金に處する。

農業共済團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその農業共済團體の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その農業共済團體に對して同項の刑を科する。
第二百四十七條 左の場合には、農業共済團體の役員又は清算人を一萬圓以下の過料に處する。
一 この法律の規定により行政廳の認可を受けなければならない場合、その認可を受けなかつたとき。
二 この法律による登記を怠り、又は不實の登記をしたとき。
三 農業共済團體の目的でない事業をしたとき。
四 第三十三條の規定に違反したとき。
五 第三十五條、第三十六條又は第三十七條の規定に違反したとき。
六 第三十九條第一項若しくは第四十條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不實の記載をし、又は正當な理由がないのに第三十九條第二項若しくは第四十條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。
七 第四十一條第四項の規定に違反したとき。
八 第四十九條又は第五十條第二項の規定に違反して農業共済組合の合併をしたとき。
九 第五十五條又は第五十七條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不實の記載をし

たとき。

十 第五十六條の規定に違反して農業共済團體の財産を分配したとき。

十一 第九十一條(第三百三十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十二 第二百條(第三百三十二條において準用する場合を含む。)又は第三百一條(第三百三十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十三 第三百三十條の規定に違反したとき。

十四 民法第七十九條の期間内に債權者に辨済をしたとき。

十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不實の公告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 法令又は定款に違反して剰餘金を處分し、又は共済金額を削減したとき。

第一百四十八條 第四條第二項の規定に違反した者は、これを千圓以下の過料に處する。

附則

第一百四十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第一百五十條 左の法律は、これを廢止する。

農業保險法

昭和十八年法律第二十二號(農業保險の保險料國庫負擔金等の交付及分擔等に関する法律)

家畜保險法

第一百五十一條 この法律施行の際現に存する農業保險組合、農業保險組合聯合會及び家畜保險組合について、前條に掲げる法律は、同條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

第一百五十二條 この法律施行の際現に農業保險法に基いて存する共済責任關係、保險責任關係及び再保險責任關係については、同法は、第一百五十條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその效力を有する。但し、第三項に規定するものに關しては、この限りでない。

この法律施行の際現に農業保險法に基いて水稻に係る共済責任を負担する市町村農業會については、當該共済責任開始の時に、當該市町村農業會とその會員との間にこの法律に規定する農業共済組合とその組合員との間における水稻に係る共済關係と同様の共済關係が成立したものとなす。この場合には、當該市町村農業會はこれを農業共済組合と、當該市町村農業會の所屬する農業保險組合聯合會はこれを農業共済保險組合とみなし、この法律を適用する。

この法律施行の際現に農業保險法に基いて存する水稻に係る共済責任關係、保險責任關係及び再保險責任關係は、その責任開始の時にさかのぼつて消滅する。

前三項の規定施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第一百五十三條 第一百五十一條に掲げる家畜保險組合の行い家畜保險事

業に關しては、家畜保險法は、第一百五十條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

第一百五十四條 農業共済組合が成立したときは、その區域の全部又は一部をその區域とする市町村農業會の共済事業に關する權利義務は、命令の定めるところにより、その成立の時に當該農業共済組合が、これを承継する。

第一百五十五條 農業共済保險組合が成立したときは、その區域の全部又は一部を區域とする農業保險組合、農業保險組合聯合會及び家畜保險組合は、その成立の時に解散するものとし、當該農業保險組合聯合會、農業保險組合及び家畜保險組合の再保險事業及び保險事業に關する權利義務は、命令の定めるところにより、その成立の時に、當該農業共済保險組合が、これを承継する。

第一百五十六條 この法律施行前(第一百五十一條に掲げる組合及び聯合會については、同條の規定により效力を有する農業保險法及び家畜保險法の失効前)にした行為の處罰については、この法律施行後(同條の組合及び聯合會については、同條の規定により效力を有する農業保險法及び家畜保險法の失効後)でも、なお従前の例による。

第一百五十七條 農業家畜再保險特別會計法の一部を次のように改正する。

「農業家畜再保險特別會計法」を「農業共済再保險特別會計法」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「農業再保險事業及家畜再保險事業」を「農業共済再保險事業」に改め、「通シテ」を削る。

第三條中「農業再保險事業」を「農作物共済及蠶繭共済ニ關スル再保險事業」に改め、「一般會計及」を削り、「再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加ふる。

第四條中「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

第五條中「農業再保險事業」を「農作物共済及蠶繭共済ニ關スル再保險事業」に、「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

第八條第二項中「納再保險料」を「再保險料」に改める。

第十一條 内閣は毎年度此ノ會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

農業災害補償法第一百五十二條第一項に規定する再保險責任關係及び同法第一百五十三條の規定に基く家畜保險事業に係る再保險事業については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第一百五十八條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五條中「農業保險組合聯合會、農業保險組合、家畜保險組合」を「農業共済保險組合、農業共済組合」に改める。

ては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第一百五十九條 食糧管理特別會計法の一部を次のように改正する。

第六條中「農業再保險特別會計」を「農業共済再保險特別會計」に改める。

○平野國務大臣 農業災害補償法案につきまして、その提案理由の大體を御説明申し上げたいと思ひます。

農業は申すまでもなく天然自然の支配を受けることの最も多い産業であります。特にわが國におきましては、氣象變化の激しいいわゆるモンスーン地帯に屬してあります關係上、諸外國に類例を見ないほど、多くの生産上の危險にさらされておりますことは、御承知の通りであります。従いまして農業保險制度を整備して、農業經營の安定をはかりますことは、農業上にもまた社會的にみましても、不可欠重要な案件であると思ひますので、家畜に

ついては昭和四年以來、また農作物については昭和十四年以來、それ〴〵保險制度の實施をしてきたのであります。しかるに近年の經濟事情の激變により、かつまた制度の内容においていろいろ制限がありますために、ほとんど從來の法案によりましては、その機能を發揮することが不十分なる狀態に陥つたのであります。かつ一方食糧増産の推進、並びに農地改革後における自由獨立なる農家の經濟の安定をはかる必要からいたしましては、農作物及び家畜の保險制度を根本的に擴充強化することが、最も急務でありますので、ここに現行の農業保險法及び家畜保險法を廢止して、新たに本法案を提出

した次第であります。以下本法案の主要なる内容について御説明申し上げます。

第一は機構の改革であります。農業協同組合法の施行に伴い、全員加入である市町村農業會は解散することになりますので、新たに市町村の區域に農業者全員加入の農業共済組合を設置し、都道府縣の區域には農業共済保險組合を設立して、この團體によつて農作物及び家畜の共済、保險を併せて行うこととしたのであります。

第二は共済目的及び共済事故の擴充であります。まず農作物につきましては、共済事故を氣象上のすべての原因に擴張いたしましたことが、著しいのであります。また冷害をこの中に加えておりますが、この改正によりまして、今後農家は、蟲害を除きましたすべての一切の原因による損失の補償を受けることができるのであります。また共済の目的につきましては、從來桑葉について補償をしておりましたのを、一歩進めて蠶繭の保險とし、また將來は芋類にも及ぼしていくことにいたしましたのであります。家畜につきましては共済の目的を擴めましたほか、牛馬の廢用、疾病傷害及び生産について共済保險をいたすこととし、制度の完備をはかつたのであります。

第三は共済金額の改訂であります。現在農作物の共済金額は、昭和十八年當時定めたまふになつて、水稻についていへば穀實四十五圓の低額であつて、ほとんど保險的機能を喪失しておるのであります。本法案では毎年主務大臣が農作物については段當り、蠶繭についてはグラム當りの收穫價額の二分の一を標準として、その基準を定める

こととしたのでありまして、本年の水稻については穀實二石以上は千二百圓、一石五斗以上は九百圓、一石五斗未満は六百圓として實施することになつております。家畜の死亡廢用については價格の八割、疾病傷害については主務大臣が定める額の範圍内とし、生産共済については胎兒は母畜の死亡廢用共済の共済金額の二割、生後のものはその生後の経過月數に應じて増額することとしております。

第四は農家の負擔する共済掛金率及びその掛金の農家と國家との分擔割合の合理化であります。掛金率は一定年間の被害統計を基礎として算定することに變更はありませんが、これを米麥については、各都道府縣ごとに通常、異常及び超異常の三段階に分析して、全國に共通する最低の掛金部分はこれを農家負擔とし、これを超える通常及び異常の部分は、二分の一を國家が負擔し、超異常の部分については、全部を國家負擔としたのであります。全部が、平均してみますと、農家と國家の負擔は約半々となつております。蠶繭についても同様の趣旨で措置をいたすこととしております。

次に農家共済團體の事務費、すなわち農業共済組合及び農業共済保險組合の基準となる事務費は、國庫で負擔することとしたしておるのであります。以上が本法案の主要なる内容であります。特にここでお願ひいたしましたと思うことは、今年水稻について本制度の改正を適用したいと思つておるのであります。従つて本制度の改正の経過に鑑みまして、本年度のものについても適用することとしたし

ておるのであります。何とぞかような意味において、慎重審議の上、速やかに御協賛あらんことを希望する次第であります。

○野溝委員長 兩法案に對する質疑は後日いたすことにしたいと思ひます。なお物價廳から發言を求められております。この際許すことにいたします。

○大原政府委員 昨日米の消費者價格につきまして御質問がありました。それに對してお答えいたしました中に、五割増くらいになる豫定だということをお申し上げしましたが、それにつきまして生産者價格の五割増であるというような誤解があるといけないと思ひますので、申し上げておきたいと存じます。五割増と申しますのは、消費者價格十キロ當り九十九圓の五割増前後、すなわち百五十圓前後というふうになりそうであるということをお上げたわけでございますので、一言念のため申し添えておきます。

○野溝委員長 本日はこれにて散會いたします。

午前十一時十三分散會

昭和二十二年十二月二十二日印刷

昭和二十二年十二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(六五七)